平成２５年（フ）第５８８号
静岡市駿河区馬渕２丁目10番17号アルファピア馬渕303号
債務者　大木　　大
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　孝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２７９号
札幌市豊平区平岸６条10丁目１番58―210号
債務者　押切　哲次
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　清香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８７７号
名古屋市北区如来町67番地　メゾン苗田102号
債務者　中野　孝行
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０９６号
愛知県半田市亀崎町６丁目123番地の４
債務者　稲吉　龍巳
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２５年（フ）第２４４号
福井県大野市南六呂師169字43番地１
債務者　六呂師高原観光開発株式会社
代表者代表取締役　田原　哲也
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６８号
北海道北見市若葉７丁目２番５―26号
債務者　小笠原克也
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
福島県会津若松市真宮新町北３丁目11番地サンブリッジⅡ205号室、前住所福島県会津若松市天神町25番13号　マンションプルミエ315号室
債務者　大場　裕二
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
群馬県高崎市中泉町632番地１　中泉ハイツ101
債務者　吉田　敬子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１２１７号
埼玉県川口市大字安行原1258番地　安行原県営住宅115号
債務者　矢野　義光
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７３号
埼玉県戸田市笹目南町36番14―101号、旧住所埼玉県戸田市笹目南町36番14―205号
債務者　矢野　哲也
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７４号
埼玉県戸田市笹目南町36番14―101号、旧住所埼玉県戸田市笹目南町36番14―205号
債務者　矢野　弘美
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９０号
埼玉県熊谷市妻沼1304番地　サンコーポ103、破産申立時の住所埼玉県上尾市井戸木３丁目10番地６　セジュールジュネスＡ―101
債務者　戸澤　拓也
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９１号
埼玉県熊谷市妻沼1304番地　サンコーポ103、破産申立時の住所埼玉県上尾市井戸木３丁目10番地６　セジュールジュネスＡ―101
債務者　戸澤　　瞳
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５２号
埼玉県川口市西青木４丁目１番17号
債務者　井山　朱実
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８５号
埼玉県久喜市吉羽５丁目12番地４　オーエムハイツ202、旧住所埼玉県久喜市青毛３丁目８番地５
債務者　岡村恵美子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５８３号
埼玉県川越市大字古市場391番地７
債務者　笠間　　隆
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部